

公告第 9 号

平成 30 年度の任意継続被保険者の標準報酬の上限が以下のとおり決定した。

平成 30 年 3 月 5 日

甲信越しんきん健康保険組合
理事長 原 徹 爾

記

等 級	標準報酬月額	標準報酬日額
23 級	320,000 円	10,670 円

(平成 29 年 9 月末日現在の平均標準報酬は、318,957 円)